

# 第16章 付録

## 1 職業分類の説明

「雇用保険被保険者資格取得届」の「13 職種」欄の区分となります。

区分	職種	説明(具体例)
1	管理的職業	会社・団体等の役員及び管理職員(法人組織等の課以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの)をいいます。(例:会社部長、課長、支店長、工場長、営業所長)
2	専門的・技術的職業	高度な科学的知識を応用した技術的な仕事、医療・法律・経営・教育・著述・芸術等の専門的な仕事に従事するものをいいます。(例:研究者、開発・製造技術者、情報処理・通信技術者、建築・土木技術者、教員、記者、カメラマン、デザイナー、通訳)
3	事務的職業	総務・人事・企画・会計などの事務、生産・営業・販売・運輸・郵便に関する事務及びパソコン等を操作する業務に従事するものをいいます。集金などの外勤事務の仕事も含まれます。(例:総務事務員、企画・調査事務員、受付・案内事務員、経理事務員、医療事務員、コールセンターオペレーター、テレフォンアポインター、出荷・受荷係事務員)
4	販売の職業	商品・不動産・保険・有価証券などの売買、売買の仲介・取り次ぎ・代理、売買に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などの業務に従事するものをいいます。(販売店員、レジ係、コンビニ店員、不動産仲介・売買人、営業員)
5	サービスの職業	個人家庭における家事支援、介護、保健医療の補助、理容・美容、クリーニング、調理、接客・給仕、住居施設・ビルの管理などのサービスの業務に従事するものをいいます。(例:介護員、看護助手、理容師、美容師、クリーニング工、調理人、飲食物給仕係、旅館・ホテル・娯楽場等接客員、マンション・ビル管理人)
6	保安の職業	個人の生命・財産の保護、公共安全・秩序の維持などに従事するものをいいます。(例:警備員、道路パトロール員、道路交通誘導員)
7	農林漁業の職業	農業、林業及び漁業に従事するものをいいます。 (例:稲作・畑作作業員、園芸・工芸作物栽培作業員、養畜作業員、植木職、造園師、伐木・造材・集材作業員、漁師、水産養殖作業員)
8	生産工程の職業	生産設備のオペレーター、原材料の加工・製品の製造、機械の組立・修理、製品の検査及び生産工程で行われる作業に関連する技術的な作業などに従事するものをいいます。(例:生産設備オペレーター、製造工、板金工、各種食品製造・加工工、印刷工、機械組立工、修理・整備工、検査工、塗装工、製図工)
9	輸送・機械運転の職業	自動車・電車・船舶・飛行機の運転・操縦、車掌その他の運輸の作業、定置・建設機械運転に従事するものをいいます。(例:バス運転手、タクシー運転手、トラック運転手、電車運転手、車掌、フォークリフト運転作業員、クレーン運転工、建設機械運転工、ビル設備管理員)
10	建設・採掘の職業	建設・電気工事作業、土木工事作業などに従事するものをいいます。 (例:建築とび工、取りこわし作業員、大工、配管工、内装工、電気工事作業員、土木作業員、舗装作業員)
11	運搬・清掃・包装等の職業	荷物等の運搬・集荷・配達、建物等の清掃、品物の包装などの業務に従事するものをいいます。(例:荷役作業員、倉庫作業員、荷物配達員、ビル・建物清掃員、ピッキング作業員)

【総務省「日本標準職業分類」(第5回改訂)による】

## 2 産業分類表

<b>A 農業、林業</b>	<b>I 卸売業、小売業</b>
01 農業	50 各種商品卸売業
02 林業	51 繊維・衣服等卸売業
<b>B 漁業</b>	52 飲食物品卸売業
03 漁業（水産養殖業を除く）	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04 水産養殖業	54 機械器具卸売業
<b>C 鉱業、採石業、砂利採取業</b>	55 その他の卸売業
05 鉱業、採石業、砂利採取業	56 各種商品小売業
<b>D 建設業</b>	57 織物・衣服・身の回り品小売業
06 総合工事業	58 飲食物品小売業
07 職別工事業（設備工事業を除く）	59 機械器具小売業
08 設備工事業	60 その他の小売業
<b>E 製造業</b>	61 無店舗小売業
09 食料品製造業	<b>J 金融業、保険業</b>
10 飲料・たばこ・飼料製造業	62 銀行業
11 繊維工業	63 協同組織金融業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13 家具・装備品製造業	65 金融商品取引業、商品先物取引業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	66 補助的金融業等
15 印刷・同関連業	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16 化学工業	<b>K 不動産業、物品賃貸業</b>
17 石油製品・石炭製品製造業	68 不動産取引業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69 不動産賃貸業・管理業
19 ゴム製品製造業	70 物品賃貸業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	<b>L 学術研究、専門・技術サービス業</b>
21 窯業・土石製品製造業	71 学術・開発研究機関
22 鉄鋼業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
23 非鉄金属製造業	73 広告業
24 金属製品製造業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
25 はん用機械器具製造業	<b>M 宿泊業、飲食サービス業</b>
26 生産用機械器具製造業	75 宿泊業
27 業務用機械器具製造業	76 飲食店
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
29 電気機械器具製造業	<b>N 生活関連サービス業、娯楽業</b>
30 情報通信機械器具製造業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
31 輸送用機械器具製造業	79 その他の生活関連サービス業
32 その他の製造業	80 娯楽業
<b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b>	<b>O 教育、学習支援業</b>
33 電気業	81 学校教育
34 ガス業	82 その他の教育、学習支援業
35 熱供給業	<b>P 医療、福祉</b>
36 水道業	83 医療業
<b>G 情報通信業</b>	84 保健衛生
37 通信業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
38 放送業	<b>Q 複合サービス事業</b>
39 情報サービス業	86 郵便局
40 インターネット附随サービス業	87 協同組合（他に分類されないもの）
41 映像・音声・文字情報制作業	<b>R サービス業（他に分類されないもの）</b>
<b>H 運輸業、郵便業</b>	88 廃棄物処理業
42 鉄道業	89 自動車整備業
43 道路旅客運送業	90 機械等修理業（別掲を除く）
44 道路貨物運送業	91 職業紹介・労働者派遣業
45 水運業	92 その他の事業サービス業
46 航空運輸業	93 政治・経済・文化団体
47 倉庫業	94 宗教
48 運輸に附帯するサービス業	95 その他のサービス業
49 郵便業（信書便事業を含む）	96 外国公務
	<b>S 公務（他に分類されるものを除く）</b>
	97 国家公務
	98 地方公務
	<b>T 分類不能の産業</b>
	99 分類不能の産業

【総務省「日本標準産業分類」（第14回改定）より】

### 3 労災保険率表

(令和6年4月1日現在)

事業の種類 の分類	事業 の 番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	52/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業
32		道路新設事業	11/1,000
33		舗装工事業	9/1,000
34		鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
35		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5/1,000
38		既設建築物設備工事業	12/1,000
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
37		その他の建設事業	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5/1,000
	55	めつき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
61	その他の製造業	6/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000
	90	船舶所有者の事業	42/1,000

4 各種参考様式・記入例等

※192～197 ページに掲載されている様式については、愛知労働局ホームページ（トップページ）>各種法令・制度・手続>関係法令>様式集（愛知労働局）よりダウンロードできます。

雇用保険被保険者証再交付申請書の記入例

様式第8号（第10条関係）

※	所長	次長	課長	係長	係

雇用保険被保険者証再交付申請書

申請者	1. フリガナ	ニシオ タロウ	2. 性別	①男 2女	3. 生年月日	大昭和2年7月5日 平令
	氏名	西尾太郎				
現に被保険者として雇用されている事業所	4. 住所又は居所	西尾市熊味町小松島41-1	郵便番号		445-0071	
	5. 名称	ハロワークエ業株式会社	電話番号		0566-(21)-5001	
最後に被保険者として雇用されていた事業所	6. 所在地	刈谷市若松町1-46-3	郵便番号		448-8609	
	7. 名称		電話番号			
	8. 所在地		郵便番号		-	
9. 取得年月日		18年10月1日				
10. 被保険者番号		5000-876543-2			※安定所確認印	
11. 被保険者証の滅失又は損傷の理由		保管中に紛失したため				
<p>雇用保険法施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり雇用保険被保険者証の再交付を申請します。</p> <p>令和6年8月5日 西尾 公共職業安定所長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 西尾太郎</p>						
※再交付年月日	令和 年 月 日	※備考				

注意

- 被保険者証を損傷したことにより再交付の申請をする者は、この申請書に損傷した被保険者証を添えること。
- 1欄には、滅失又は損傷した被保険者証に記載されていたものと同一のものを明確に記載すること。
- 5欄及び6欄には、申請者が現に被保険者として雇用されている者である場合に、その雇用されている事業所の名称及び所在地をそれぞれ記載すること。
- 7欄及び8欄には、申請者が現に被保険者として雇用されている者でない場合に、最後に被保険者として雇用されていた事業所の名称及び所在地をそれぞれ記載すること。
- 9欄には、最後に被保険者となったことの原因となる事実のあった年月日を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。
- なお、本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは公共職業安定所までお問い合わせください。

# 兼務役員雇用実態証明書の記入例

兼務役員雇用実態証明書

フリガナ	ニシオ ジョウゴ	性別	(男) 女	生年月日・年齢	40年5月6日 (59歳)
氏名	西尾次郎	職別	(昭和) 平成 令和	生年月日・年齢	40年5月6日 (59歳)
被保険者番号	23011-0003211-11	従業員番号		生年月日・年齢	40年5月6日 (59歳)
適用事業所番号	23019-453212-0	事業所名	ハローワーク株式会社		
就業規則の適用状況	2. 適用無し 3. 一部適用(適用除外事項: )				
出勤義務	① 常勤 ② 非常勤(出勤指定日 時間 分 所定労働時間 週 時間 分)				
代表権	有 (無) 従業員(雇用)関係				
業務執行権	有 (無) 学業部長				
役員名称	取締役 学業部長				
就任年月日	令和6年6月1日 令和6年6月1日				
担当業務内容(具体的に)	有 書きのみ 従業員としての業務内容(具体的に) 学業部従業員の管理及び 学業部従業員代表取締役				
役員報酬	月額・年俸	0 円	従業員賃金	(月額)・年俸	550,000円
役員報酬以外の報酬	有 (無)	無	上記以外の賃金(賞与等)	有 (無)	無
役員報酬として	1. 計上する賃金・給料として	1. 計上する	2. 計上しない	1. 計上する	2. 計上しない
加入済みの社会保険	(労災保険)・(健康保険)・(厚生年金保険)・その他( )				
諸債権等への登録整備状況	(労働者名簿)・(賃金台帳)・(出勤簿)・(雇用契約書)				

上記の者に係る記載内容について、事実と相違ないことを証明するとともに、記載内容に変更が生じた場合には、速やかに再提出します。また、被保険者資格を喪失すべき状態となった場合には、速やかに資格喪失届を提出します。

住 所 豊田市常盤町2-25-7 令和6年6月21日

事業主氏 豊田市常盤町2-25-7 電話番号 0565(31)1400 豊田 公共職業安定所長 殿

電話番号 0565(31)1400

確認資料	被保険者性	備考
雇用契約書・労働者名簿・賃金台帳・登記事項証明書・定款・議事録・請求書・給与明細・出勤簿・書付行為・人事組織図・役員報酬表・その他( )	あり	
その他( )	なし	
課長	係長	係

# 「同居の親族」雇用実態証明書の記入例

「同居の親族」雇用実態証明書

フリガナ	シンシロ ジョウゴ	性別	(男) 女	生年月日・年齢	45年5月6日 (54歳)
氏名	新城次郎	職別	(昭和) 平成 令和	生年月日・年齢	45年5月6日 (54歳)
被保険者番号		従業員番号		生年月日・年齢	45年5月6日 (54歳)
役員就任の有無	取締役等役員になっている(有(無))	従事している業務	自動車部品製造		
役員職名	自動車部品製造				
適用事業所番号	23115-11234456-17	事業所名	ハローワーク工業株式会社		
常用雇用労働者数	14人	労働者のうち親族以外の者	14人		
就業規則等の有無	就業規則等の適用の有無 (有)・無 (無)・一部適用(適用除外事項: )				
指揮命令権者	(有)・無 (無)・一部適用(適用除外事項: )				
出出勤簿確認	(有) (出勤簿)・(賃金台帳)・その他( )・無 (無)				
労働時間	8時30分～17時30分まで(休憩60分)				
有給休暇	(有) (年間10日付与)・無 (無)				
給与支払額等の有無	給与支払額等の適用の有無 (有)・無 (無)・一部適用(適用除外事項: )				
賃金形態	年俸・月給・日給・時間給・出来高給・その他( )				
基本給支払内取(月額)	一般給与 200,000円 役員報酬				
諸手当	(通勤手当)・(交通費)・その他( )				
退職金制度の有無	(有)・無 (無)・一部適用(適用除外事項: )				
賞与	(有) (年2回)・無 (無)				
加入済みの社会保険	(労災保険)・(健康保険)・(厚生年金保険)・その他( )				
諸債権等への登録整備状況	(労働者名簿)・(賃金台帳)・(出勤簿)・(雇用契約書)・(身分証明書の交付)				
特記事項	他の労働者と異なった取扱いの有無(有(無))				

上記の者に係る記載内容について、事実と相違ないことを証明するとともに、記載内容に変更が生じた場合には、速やかに再提出します。また、被保険者資格を喪失すべき状態となった場合には、速やかに資格喪失届を提出します。

住 所 新城市西入船24-1 令和6年10月4日

事業主氏 新城市西入船24-1 電話番号 0536(22)1160 新城 公共職業安定所長 殿

電話番号 0536(22)1160

確認資料	被保険者性	備考
雇用契約書・労働者名簿・賃金台帳(本人・他の従業員)・登記事項証明書・出勤簿(本人・他の従業員)・就業規則・給与明細・定款・議事録・書付行為・人事組織図・その他( )	あり	
その他( )	なし	
課長	係長	係

在宅勤務雇用実態証明書の記入例

在宅勤務雇用実態証明書

フリガナ 氏名	カスガイ タロウ	性別	男性	生年月日・年齢	昭和59年12月4日生
被保険者番号	5050-403020-11	年齢	平成40	年齢	40
住所又は居所	春日井市南千原町2-14-6				
指授監督をする 事業所	適用事業所番号	2302-900876-11			
事業所	名称	ハローワーク株式会社			
	所在地	名古屋市中村区名駅南2-14			
	電話番号	052-581-0821			
従事する業務 の内容	WEBサイトの設計・運営				
就業規則の適用状況	①全部適用 2.適用無し 3.一部適用 4.在宅勤務者に関する規則を適用 ※2の場合はその理由を、3又は4の場合は内容やその理由を具体的に記載してください。				
勤務管理の方法	④(出勤簿・タイムカード・その他(勤怠管理システム))・無				
所定労働時間	8時30分～17時30分まで(休憩60分) 所定労働時間 週40時間 00分				
事業所への出勤の有無	⑤(出勤指定日又は1週間当たりの回数) 回・無				
休日及び休暇	日・月・曜日 その他( ) 休業禁止の有無 ⑥・無				
給与等	賃金形態	年給・月給・日給・時間給・出稼帶給・その他( )	賞与	⑦(年) 回 ヲ ケ月 円) ・ 無	
その他	備品・原材料等の購入(買貸)	1.本人負担 ⑧事業主負担 (負担を定めた規定) ⑨・(無)	保守整備・通信費の負担	1.本人負担 ⑩事業主負担 (負担を定めた規定) ⑪・(無)	加入済みの社会保険
	労働者への就業状況	⑫労働者名簿・(賃金台帳)・(出勤簿)・(雇用契約書)・その他( )			

上記の者に係る記載内容について、事実と相違ないことを証明するとともに、記載内容に変更が生じた場合には、速やかに再提出します。  
また、被保険者資格を喪失すべき状態となった場合には、速やかに資格喪失届を提出します。

住 所 名古屋市中村区名駅南2-14 令和6年12月13日  
事業主氏 名 ハローワーク株式会社代表取締役山田太郎  
電話番号 052-581-0821 名古屋市中村区名駅南2-14 公共職業安定所長 殿

確認資料	被保険者性	備考
雇用契約書・労働者名簿・賃金台帳・就業規則・給与規程・出勤簿・人事組織図 その他( )	あり なし	
課長	係長	係

遅延理由書の記入例

遅延理由書

令和6年11月8日

名古屋市中 公共職業安定所長 殿

このたび、下記1の雇用保険被保険者資格取得届について、提出が遅れた理由は、下記2のとおりです。以後、届出期限までに提出するよう留意いたします。

記

1 雇用保険被保険者資格取得届の内容

被保険者氏名	生年月日	雇入年月日	資格取得年月日	被保険者番号
名古屋太郎	H4.7.19	R6.4.1	R6.4.1	2302-123456-7

2 遅延理由

- (例) 既に届出されたものと認識していましたが帳簿の整理をした際、届出漏れであることが発覚し手続が遅れてしまいました。  
(例) 制度に対する認識が早く期限内に手続すべきものができておらずこの時期まで遅くなってしまいました

名称 ハローワークエ具株式会社江  
代表者氏名 代表取締役 三の又太郎  
所在地 名古屋市中区栄ア-1-10

# 雇用保険被保険者資格 取得 喪失 届等 訂正 取消 の記入例

## 雇用保険被保険者資格 取得 喪失 届等 訂正 取消 願

① 取消 届等確認通知年月日 令和6年7月5日	フリガナ シシマハコ
② 被保険者番号 50001-432123-4	④ 被保険者氏名 津島花子
③ 事業所番号 23111-223344-5	⑤ 被保険者となった年月日 令和6年7月1日

フリガナ	誤(旧)	正(新)
⑥ 被保険者氏名		
⑦ 生年月日 大⑧ 小⑨ 年 月 日	62年 3月 10日	62年 3月 16日
⑧ 被保険者となった年月日		
⑨ 離職年月日		
⑩ その他		

⑪ 資格取得届	⑬ 訂正又は取消の理由
⑫ 資格喪失届	
⑭ 転勤届	
⑮ 重複届	

⑯ 重復届	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

上記のとおり 訂正 取消 していただくようお願いいたします。  
 令和6年7月12日  
 所在地 刈谷市若松町1-46-3  
 名称 ハロワグ株式会社  
 代表者氏名 代表取締役 刈谷太郎  
 事業主 刈谷 公共職業安定所長 殿

※ 確認書類	労働者名簿 賃金台帳 出勤簿 住民票・戸籍簿(抄)本 被保険者証 各種届確認通知書 契約書 その他関係書類
記入方法	1. ※欄は記入しないでください。 2. ①～⑤欄は、訂正または取消などを行つた届の提出日から起算して1週間以内に入力してください。 3. ⑥～⑩欄は、該当する届のみを記入してください。訂正又は取消の理由を記入してください。 4. この欄には、被保険者証、確認通知書、様式第4号を必ず添付し、訂正、取消の根拠を記載できる上、記書類を添付してください。
課長	係
次長	係
係長	係
係	係
電話番号	
処理(処理)年月日	

# 雇用保険被保険者離職票 交付申請書の記入例

## 雇用保険被保険者離職票 交付申請書

フリガナ 氏名	ニシマハコ 西尾花子
生年月日	(昭和) 42年 2月 14日 性別 男・(女)
被保険者番号	50001-223344-5
離職事由	株式会社ハロワグ産業 名古屋市中区錦2-14-25
事業所番号	2302-800123-4
資格取得年月日	昭和56年10月1日
離職年月日	平成26年6月30日
交付を希望するもの	① 離職票-1 ② 離職票-2
理由	雇用保険交付手続きのため

令和6年7月26日  
 上記のとおり交付をお願いします。  
 住所(居所) 名古屋市中区錦2-14-25  
 申請者 名称・氏名 西尾花子  
 電話番号 052-(219)5506  
 刈谷市公共職業安定所長 殿

※ 公共職業安定所	1 離職票-1	2 離職票-2
交付した年月日	令和 年 月 日	
備考		
所長	次長	係長
係	係	係

※ 本 免許証 住民基本台帳カード(写真付き)  
 人 マイナンバーカード 在留カード  
 理 住民票記載事項証明書 年金手帳  
 認 その他( )

# 雇用保険被保険者に係る再交付申請書の記入例

## 雇用保険関係各種届書等再作成・再交付申請書

(第1面)

フリガナ	カリヤハナ	ユコ	生年月日	年	月	日
被保険者氏名	刈谷花子	被保険者番号	5320-987654-3			
事業所名	ハローワーク株式会社	事業所番号	2310-325476-8			
取得年月日	平成10年	年月日		年	月	日

「被保険者番号」  
「事業所番号」  
・必ずII桁記入  
してください。

該当する箇所に  
レ点をつけてく  
ださい。

1. 再作成届書等(該当箇所に☑をつけてください。)

<input type="checkbox"/>	資格喪失届	<input type="checkbox"/>	高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認 通知書・支給決定通知書・支給申請書
<input checked="" type="checkbox"/>	資格取得等確認通知書(被保険者通知用)	<input type="checkbox"/>	育児休業給付受給資格確認・否認通知書 ・支給決定通知書・支給申請書
<input type="checkbox"/>	資格取得等確認通知書(専業主通知用)	<input type="checkbox"/>	介護休業給付金支給・不支給決定通知書 ・各種処理結果通知書
<input type="checkbox"/>	転勤届受理通知書(転勤前専業主通知用)	<input type="checkbox"/>	専業主通知書
<input type="checkbox"/>	資格喪失確認通知書(被保険者通知用)	<input type="checkbox"/>	専業主通知書
<input type="checkbox"/>	資格喪失確認通知書(専業主通知用)	<input type="checkbox"/>	専業主通知書
<input type="checkbox"/>	離職票-1		
<input type="checkbox"/>	離職票-2(交付番号)		
<input type="checkbox"/>	その他( )		

2. 申請理由  
保管中に紛失したため

上記について、申請します。

令和 6 年 8 月 9 日

申請者 津島市寺前町2-3  
ハローワーク株式会社  
代表者氏名 代表取締役 津島水都  
電話番号 0567(26)3158  
津島 公共職業安定所長 殿

社会保険労務士 備 記	氏 名	電話番号

※1 提出される方の身分を確認できる書類を提示してください。(第2面の注意事項をご参照ください)。

※2 提出された内容について、ハローワークから事業主へ直接確認する場合があります。

所 長	長 次	長 課	長 係	長 係	操 作 者	備 考

身分確認書類 名前・社員証・社会保険労務士証票・社会保険労務士会員証・その他の身分証明書( )	本人確認書類 免許証・住民基本台帳カード(写真付き)・マイナンバーカード・在留カード・その他( )

# 記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書 (高年齢雇用継続給付用) 様式例

記載内容に関する確認書  
申請等に関する同意書  
(高年齢雇用継続給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出について同意します。
- 高年齢雇用継続給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- 雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定による高年齢雇用継続給付の支給申請について同意します(今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。)

(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第143条の規定により本継続給付に係る完結の日から4年間とします。

事業所名称 \_\_\_\_\_

事業主氏名 \_\_\_\_\_

被保険者番号 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

以上



記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書  
(育児休業給付用) 様式例

記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書  
(介護休業給付用) 様式例

記載内容に関する確認書  
申請等に関する同意書  
(育児休業給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

育児休業給付の受給資格の確認の申請について同意します。

雇用保険法施行規則第 101 条の 30・第 101 条の 33 の規定による育児休業給付の支給申請について同意します (今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。)

(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 \_\_\_\_\_

事業主氏名 \_\_\_\_\_

被保険者番号 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

以上

記載内容に関する確認書  
申請等に関する同意書  
(介護休業給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

雇用保険法施行規則第 101 条の 19 の規定による介護休業給付金の支給申請について同意します。

(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 \_\_\_\_\_

事業主氏名 \_\_\_\_\_

被保険者番号 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

以上

雇入通知書の様式例（表面）

（一般労働者用；常用、有期雇用型）

労働条件通知書

年 月 日	
殿 事業場名称・所在地 使用者 職 氏 名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 （ ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） II 定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [ 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） [ 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） [ 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休 日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

（次頁に続く）



(参考) 産後休業後の育児休業開始日早見表

出産月 出産日	1月 (閏年の場合)	2月 (閏年の場合)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	2/27	3/30(3/29)	4/27	5/28	6/27	7/28	8/27	9/27	10/28	11/27	12/28	1/27
2	2/28	3/31(3/30)	4/28	5/29	6/28	7/29	8/28	9/28	10/29	11/28	12/29	1/28
3	3/1(2/29)	4/1(3/31)	4/29	5/30	6/29	7/30	8/29	9/29	10/30	11/29	12/30	1/29
4	3/2(3/1)	4/2(4/1)	4/30	5/31	6/30	7/31	8/30	9/30	10/31	11/30	12/31	1/30
5	3/3(3/2)	4/3(4/2)	5/1	6/1	7/1	8/1	8/31	10/1	11/1	12/1	1/1	1/31
6	3/4(3/3)	4/4(4/3)	5/2	6/2	7/2	8/2	9/1	10/2	11/2	12/2	1/2	2/1
7	3/5(3/4)	4/5(4/4)	5/3	6/3	7/3	8/3	9/2	10/3	11/3	12/3	1/3	2/2
8	3/6(3/5)	4/6(4/5)	5/4	6/4	7/4	8/4	9/3	10/4	11/4	12/4	1/4	2/3
9	3/7(3/6)	4/7(4/6)	5/5	6/5	7/5	8/5	9/4	10/5	11/5	12/5	1/5	2/4
10	3/8(3/7)	4/8(4/7)	5/6	6/6	7/6	8/6	9/5	10/6	11/6	12/6	1/6	2/5
11	3/9(3/8)	4/9(4/8)	5/7	6/7	7/7	8/7	9/6	10/7	11/7	12/7	1/7	2/6
12	3/10(3/9)	4/10(4/9)	5/8	6/8	7/8	8/8	9/7	10/8	11/8	12/8	1/8	2/7
13	3/11(3/10)	4/11(4/10)	5/9	6/9	7/9	8/9	9/8	10/9	11/9	12/9	1/9	2/8
14	3/12(3/11)	4/12(4/11)	5/10	6/10	7/10	8/10	9/9	10/10	11/10	12/10	1/10	2/9
15	3/13(3/12)	4/13(4/12)	5/11	6/11	7/11	8/11	9/10	10/11	11/11	12/11	1/11	2/10
16	3/14(3/13)	4/14(4/13)	5/12	6/12	7/12	8/12	9/11	10/12	11/12	12/12	1/12	2/11
17	3/15(3/14)	4/15(4/14)	5/13	6/13	7/13	8/13	9/12	10/13	11/13	12/13	1/13	2/12
18	3/16(3/15)	4/16(4/15)	5/14	6/14	7/14	8/14	9/13	10/14	11/14	12/14	1/14	2/13
19	3/17(3/16)	4/17(4/16)	5/15	6/15	7/15	8/15	9/14	10/15	11/15	12/15	1/15	2/14
20	3/18(3/17)	4/18(4/17)	5/16	6/16	7/16	8/16	9/15	10/16	11/16	12/16	1/16	2/15
21	3/19(3/18)	4/19(4/18)	5/17	6/17	7/17	8/17	9/16	10/17	11/17	12/17	1/17	2/16
22	3/20(3/19)	4/20(4/19)	5/18	6/18	7/18	8/18	9/17	10/18	11/18	12/18	1/18	2/17
23	3/21(3/20)	4/21(4/20)	5/19	6/19	7/19	8/19	9/18	10/19	11/19	12/19	1/19	2/18
24	3/22(3/21)	4/22(4/21)	5/20	6/20	7/20	8/20	9/19	10/20	11/20	12/20	1/20	2/19
25	3/23(3/22)	4/23(4/22)	5/21	6/21	7/21	8/21	9/20	10/21	11/21	12/21	1/21	2/20
26	3/24(3/23)	4/24(4/23)	5/22	6/22	7/22	8/22	9/21	10/22	11/22	12/22	1/22	2/21
27	3/25(3/24)	4/25(4/24)	5/23	6/23	7/23	8/23	9/22	10/23	11/23	12/23	1/23	2/22
28	3/26(3/25)	4/26(4/25)	5/24	6/24	7/24	8/24	9/23	10/24	11/24	12/24	1/24	2/23
29	3/27(3/26)	(4/26)	5/25	6/25	7/25	8/25	9/24	10/25	11/25	12/25	1/25	2/24
30	3/28(3/27)		5/26	6/26	7/26	8/26	9/25	10/26	11/26	12/26	1/26	2/25
31	3/29(3/28)		5/27		7/27		9/26	10/27		12/27		2/26

(注) 対象となる育児休業には、産後休業(産後8週間)は含まれませんので、出産の日から(出産日を含む)58日目が育児休業開始日になります。